

報告事項 1

道路運送法第9条第4項に基づく運賃分科会の合理化について

令和7年10月22日提出

東広島市地域公共交通会議
会長 塚井 誠人

1 報告概要

運賃分科会の運営を効率化し、より迅速かつ時代の要請に即した運賃審査体制を構築することを目的として、運賃分科会設置要綱の改正を行う予定であるため、事前に報告するものである。現行の審議長期化や手続きの煩雑さが、事業者と行政双方の負担となっている現状を改善することで、公共交通事業者の持続可能な経営と、利用者への安定したサービス提供に繋げることが目的である。

2 道路運送法第9条第4項に基づく運賃分科会の合理化について（意見募集）
別紙「資料5」のとおり

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく運賃分科会の合理化について（意見募集）

1 概要

東広島市の均一運賃エリアにおける運賃等を変更する場合は、運賃分科会（利用者代表や交通事業者等が参加）を開催して決定する必要がある。運賃分科会の開催には事前手続き等に時間を要するため、事業者・行政双方の負担となっている。

このため、東広島市では、変更の内容が軽微な事案については協議を省略できる仕組みを導入し、手続きの迅速化と利用者への安定的なサービス提供を図ることを検討しており、次の項目内容を軽微な事案として定めることについて、市民から意見を募集する予定である。

2 項目内容

以下に掲げる軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。

ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合

- (ア) 系統変更を伴う停留所の新設や変更
- (イ) 路線の付け替え
- (ウ) 一部延伸
- (エ) フリー乗降区間の設定

※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。

イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合

- (ア) 乗降ポイントの新設や変更
- (イ) 運行エリアの拡大

※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。

ウ 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施

エ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更

オ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加

カ 回数券や企画乗車券などのデザインや様式の変更

キ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更

※ただし、運賃の減額、割引等に関する規定で運賃額に変更が生じる場合は除く。

ク キロ制運賃を適用する路線（系統）において、バス停を移設する場合

ケ 運賃の割引に該当するポイント還元（5%以下のものに限る。）を行う場合

3 意見募集期間

令和7年度内

4 意見の提出方法

WEB、郵送、ファックス、電子メール

※口頭での受付は不可

※ご入力いただく個人情報（氏名等）は、今回募集する意見を確認する必要がある場合に限り担当者が利用するものであり、公表は行わない。

※意見募集結果を公表する際には、年代について、個人が特定されない形で意見とあわせて公表する場合がある。

運賃分科会設置要綱 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">運賃分科会設置要綱</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。)第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会(以下「分科会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 協議運賃に関すること。</p> <p>(2) その他分科会の目的を達成するために必要な事項。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。</p> <p>(1) 東広島市長またはその指名する者</p> <p>(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 中国運輸局長又はその指名する者</p> <p>(4) 住民の代表者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。</p> <p>(1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。</p> <p>(3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 分科会の会長(以下「会長」という。)は、第3条(1)に規定する者が務める。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。</p> <p>4 会議は書面にて開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">運賃分科会設置要綱 (案)</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。)第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会(以下「分科会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。</p> <p>ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 系統変更を伴う停留所の新設や変更</p> <p>(イ) 路線の付け替え</p> <p>(ウ) 一部延伸</p> <p>(エ) フリー乗降区間の設定</p> <p>※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。</p> <p>イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 乗降ポイントの新設や変更</p> <p>(イ) 運行エリアの拡大</p> <p>※ただし、競合する路線がある場合や、拡大により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。</p> <p>ウ 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施</p> <p>エ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更</p> <p>オ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加</p> <p>カ 回数券や企画乗車券などのデザインや様式の変更</p> <p>キ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更</p> <p>※ただし、運賃の減額、割引等に関する規定で運賃額に変更が生じる場合は除く。</p> <p>ク キロ制運賃を適用する路線(系統)において、バス停を移設する場合</p> <p>ケ 運賃の割引に該当するポイント還元(5%以下のものに限る。)を行う場合</p> <p>(2) その他分科会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。</p> <p>(1) 東広島市長またはその指名する者</p> <p>(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 中国運輸局長又はその指名する者</p> <p>(4) 住民の代表者</p>

旧	新
<p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (事務局)</p> <p>第10条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。 (その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。 (1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。 (2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。 (3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。 (会長)</p> <p>第5条 分科会の会長(以下「会長」という。)は、第3条(1)に規定する者が務める。 (会議)</p> <p>第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。</p> <p>4 会議は書面にて開催することができる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (事務局)</p> <p>第10条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。 (その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年●月●日から施行する。</p>